

「後見制度支援預金」の取扱開始について

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、下記のとおり、後見制度を利用されるお客さまを対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

本預金は、後見制度を利用されているお客さまの資金を適切に管理する預金であり、老後の財産管理に不安を感じる高齢者ニーズに対応することを目的としています。

当行は、今後もお客さまのさまざまなご要望にお応えする商品・サービスを提供してまいります。

記

1 取扱開始日

2020年1月14日（火）

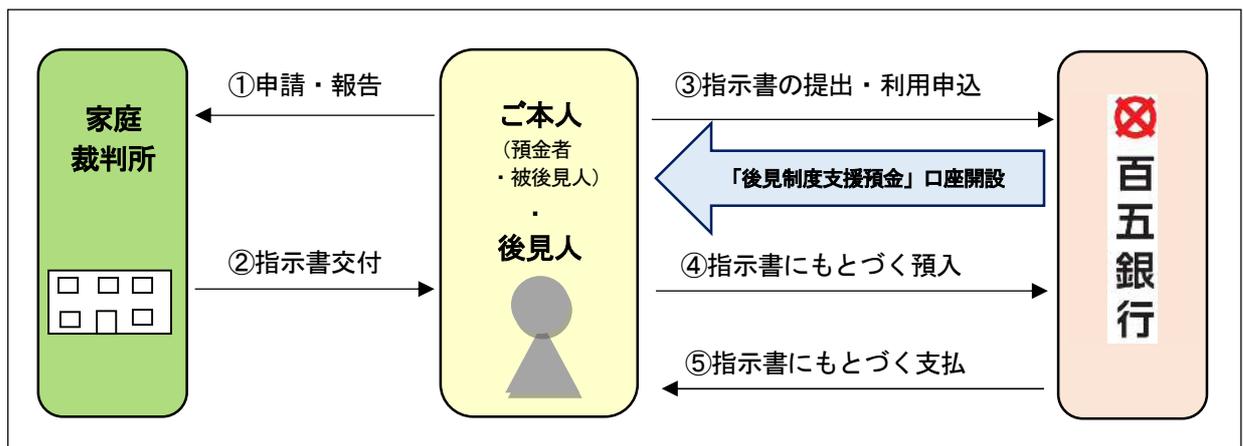
2 「後見制度支援預金」の概要（商品概要の詳細は裏面をご覧ください）

後見制度を利用されるご本人（被後見人）さまの財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座（普通預金）です。

この預金は家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設や払戻しなど、口座についてのすべてのお取引を行うことはできません。

家庭裁判所の関与があることにより、被後見人の財産について透明性の高い適切な管理ができるため、被後見人の財産保護・管理を簡易、確実に行うことができます。

《後見制度支援預金のご利用イメージ》



以上

商品概要

商品名	後見制度支援預金
ご利用いただける方	後見人が選定されている被成年後見人または被未成年後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 （「補助」「保佐」「任意後見」ご利用のお客さまは対象外です）
ご利用期間	期間の定めはありません。
口座開設方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」にもとづき口座開設いただけます。
預金の種類	普通預金または決済用普通預金
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額・単位	(1) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」にもとづきお預入れいただけます。 (2) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に記載の金額 (3) 1円以上、1円単位
払戻 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額・単位	(1) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」にもとづきお引出しいただけます。 (2) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に記載の金額 (3) 1円以上、1円単位
適用金利	当行が店頭に表示する普通預金の利率
キャッシュカード	発行できません。
口座振替	ご利用いただけません。 ただし、「指示書」にもとづく生活口座への「定額自動送金（振替）」に限りご利用いただけます（所定の手数料を申し受けます）。
契約の終了	以下の(1)～(5)のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 (1) 預金者（被後見人）が亡くなった場合 (2) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」にもとづき解約する申し出があった場合 (3) 成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合 (4) 未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達した場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合） (5) 預金者（被後見人）または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合
口座開設手数料	11,000円（税込）
その他参考となる事項	(1) 口座開設店舗の窓口のみでお取り扱いいたします。 （東京営業部、大阪営業部、中部法人営業部、出張所、プラザを除きます） (2) A T Mのご利用はできません。 (3) インターネットバンキングのご利用はできません。 (4) 給与、年金、配当金など、振込の受取口座に指定はできません。 (5) 総合口座のお取扱いはできません。 (6) マル優（少額貯蓄非課税制度）のお取扱いはできません。 (7) 通帳レス口座のお取扱いはできません。 (8) この預金は、預金保険制度の対象であり、保証限度額は、預金者一人当たり元本1,000万円および当該預金利息が対象です。 ただし、決済用普通預金の場合は、全額が保証の対象となります。